

1 1 大気汚染認定審査会の運営

当事業は、「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」(昭和47年東京都条例第117号)に基づき、大気汚染の影響を受けると推定される疾病(気管支ぜん息及びその続発症。18歳未満は慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びこれらの続発症も該当する)にかかった都内在住者に対し医療費を助成し、その者の健康障害の救済を図ることを目的としており、保健所において認定審査会を行い、東京都が医療費の助成を行っている。

認定審査会開催回数 12回：

認定登録状況一覧表

(平成22年3月31日現在)

区 分	登 録 件 数										
	年 間		年度末 実人員	疾 病 別 内 訳							
	申請 件数	認定 件数		慢 性 気 管 支 炎		気 管 支 ぜ ん 息		ぜん息性 気管支炎		肺気しゅ	
				年間 認定 件数	年度 末実 人員	年間 認定 件数	年度 末実 人員	年間 認定 件数	年度 末実 人員	年間 認定 件数	年度 末実 人員
平成14年度	297	297	604	0	0	297	600	0	4	0	0
平成15年度	331	331	594	0	0	330	593	1	1	0	0
平成16年度	280	280	581	0	0	280	580	0	1	0	0
平成17年度	198	198	439	0	0	198	439	0	0	0	0
平成18年度	152	152	335	0	0	152	335	0	0	0	0
平成19年度	139	139	290	0	0	139	290	0	0	0	0
平成20年度	469	469	584	0	0	469	584	0	0	0	0
平成21年度	331	331	770	0	0	330	769	1	1	0	0
0~17歳	106	106	196	0	0	105	195	1	1	0	0

* 年間の申請・認定件数は、新規と更新の申請・認定を合わせた件数。

* 認定者の年度末実人員は、認定期間が2年間であること、転出入・失権(更新せず、他医療給付制度受給)などによって変動することのため年間認定件数と一致しない。

* 平成20年8月に、東京都は現行の18歳以上に対する医療費の助成制度を見直し、気管支ぜん息にり患した患者の医療費助成を全年齢に拡充した。なお、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎及び肺気腫は、引き続き18歳未満が対象である。

1 2 公害健康被害補償事業

当区は、昭和50年12月に公害健康被害の補償等に関する法律による第一種地域に指定され、大気汚染の影響による健康被害の補償及び保健福祉事業を行ってきた。この間、硫酸化物等の大気汚染の主たる原因の発生源の規制強化が進められ、その著しい減少をもたらすという改善が図られたが、時の経過とともに大気汚染の態様が変化し、現在においては、移動発生源である自動車の排出ガス等による窒素酸化物が大半を占めるに至っている。この結果、無過失責任制を取る原因者負担の制度から地域的に指定することの合理性が失われ、昭和63年3月全国的に第一種地域はすべて解除されたが、既被認定者等に対する補償給付は継続されている。

補償給付事業と平行しながら、大気汚染が総体として気管支ぜん息・慢性閉塞性肺疾患に何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できない現状を踏まえ、旧第一種地域としての当区は、総合的な環境保健に関する諸施策を推進し、全区民を対象として、大気汚染の影響による健康被害の予防と健康の保持増進を図っている。

(1) 補償給付事業

第一種指定地域の解除により新規認定は解除されたが、既被認定者に対しては、当該認定が有効である間は引き続き補償給付を支給する。

なお、有効期限内に指定疾病が治癒しない場合は、認定審査会がその更新と障害の程度の見直しを行う。

ア 既認定者数

指定疾病及び障害の程度（平成22年3月31日現在）（単位：人）

区	分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	計
総	数	0	0	4	188	256	448
	慢性気管支炎	0	0	0	9	4	13
	気管支ぜん息	0	0	4	179	252	435
	ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
	肺気しゅ	0	0	0	0	0	0

居住地別人員（平成22年3月31日現在）（単位：人）

	男	女	計
区内在住者	174	155	329
区外在住者	49	70	119
計	223	225	448

イ 既認定者数の推移（各年度末現在）

（単位：人）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総 数	515	495	475	468	461	448
慢性気管支炎	13	12	12	13	13	13
気管支ぜん息	498	480	462	455	448	435
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
肺 気 し ゅ	4	3	1	0	0	0

ウ 補償給付の種類と実績（平成22年3月31日現在）

（単位：件、円、％）

給 付 内 容		件数	給付金額	同構成比
		総 数	10,291	295,938,231
療養の給付及び療養費	公害医療機関等における診療とその他の医療費の支払い	6,932	115,076,101	38.89
障害補償費	障害の程度に対応する補償の給付	2,385	154,845,930	52.32
遺族補償費	認定に係る指定疾病を起因とする死亡の遺族に対する給付	38	4,400,400	1.49
遺族補償一時金	遺族補償費を受けることができる遺族がない場合の給付	0	0	0
児童補償手当	15歳未満の者で障害補償費に対応する給付で養育者に支給するもの	0	0	0
療養手当	通院・入院等療養に要する諸経費に相応する給付	936	21,615,800	7.30
葬 祭 料	認定に係る指定疾病を起因として死亡したときの葬儀経費の給付	0	0	0

エ 公害健康被害認定審査会

第一種指定地域解除後も、既被認定者に対する補償給付を継続しているため、認定の更新と障害程度の見直し等の審査を行う。

委員構成： 10名 《医学 7 法律 2 行政（医）1》

平成21年度審査件数： 282件 （開催回数：12回）

（内 訳）認定の更新 10件
 認定の更新及び障害程度の見直し 112件
 障害程度の見直し 159件
 遺族補償給付関係 1件
 異議申立 0件

オ 公害医療機関

公害医療機関とは、法による被認定者の医療の給付を取り扱うもので、特に都道府県知事に対しその辞退を申し出たものを除き、健保医療機関及び保険薬局、国保療養

取扱機関、生保指定医療機関並びに総理府令で定める病院・診療所をいう。

当区における公害医療機関のうち、医学的検査委託機関は次のとおりである。

- ① 財団法人 ライフエクステンション研究所附属永寿総合病院
- ② 社会福祉法人 浅草寺病院

(2) 公害保健福祉事業

公害によって損なわれた健康の回復とその保持・増進を図り、被認定者の福祉の向上と指定疾病による被害を防止する。

ア リハビリテーション事業

講演会や機能回復訓練指導を通じて疾病の悪化を予防し、発作の軽減・肺機能の向上を目的として行うものである。

平成21年度は、講演会及び食事療養教室を各1回開催する予定だったが、新型インフルエンザが流行したため、中止にした。

イ 家庭療養指導事業

被認定患者の家庭訪問や所内面接を通して、保健師による日常生活への助言や家庭療養に対する援助を行う。病状については、現状の維持と悪化の予防を図り、自己管理の方法を会得させる。

① 家庭訪問（延人数）

(単位：件)

区	分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	計
総	数	0	0	2	115	4	121
	慢性気管支炎	0	0	0	9	0	9
	気管支ぜん息	0	0	2	106	4	112
	ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
	肺 気 し ゅ	0	0	0	0	0	0

② 所内面接（延人数）

認定更新申請前病状観察等	405件
予防相談等	374件
電話相談等	217件

ウ インフルエンザ予防接種費用助成

65歳以上の被認定者に対し、予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種の自己負担分を助成し、健康の保持を図る。

助成件数	35件
------	-----

(3) 健康被害予防事業

汚染原因者の社会的責任を踏まえ、既認定者のみに対する旧制度を補完し、大気汚染に関する健康被害の発現の予防をより効果あるものとするため広く地域全体の人口集団を対象とする。気管支ぜん息・慢性閉塞性肺疾患に関する予防から回復までの総合的な環境保健事業に係る一連の施策の中で、事業の内容によって公害保健福祉事業と類似するものは、両事業を統合実施することにより、その効率化を図っている。

ア 健康相談事業

区民全体を対象に、専門医、保健師がアレルギー性疾患・慢性閉塞性肺疾患等に関する相談及び指導を行うことにより、当該疾病の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識の普及及び意識の向上を図る。被認定者でなくなった制度離脱者に対するフォローアップも含む。

①専門医による相談

実施日： 年6回 偶数月 第4木曜日

実施場所： 台東保健所 会議室

担当医： 新橋アレルギー・リウマチクリニック小児科 十字 文子

相談件数： 23件 [内訳：小児科7件、内科(成人)16件]

相談実績(延件数)

相談内容		件数
生活について	生活の工夫	10
	食事について	12
	室内環境	10
	タバコ	2
治療に関すること	治療法	13
	薬の使い方	15
	副作用	3
	検査	4
症状に関すること	発作への対応	2
	かゆみ	3
	悪化不安	7
	その他の症状	2
病気に関すること	知識	7
	予後	3
その他のこと	医療機関	7
	精神的対応	3
	予防接種	0

②保健師による相談

実施日：年47回 毎週木曜日

実施場所：台東保健所

担当：保健師

相談件数：52件

イ 機能訓練事業

① 水泳訓練教室

医師による健康管理のもと、水泳指導員の指導により水泳を通じて心身の鍛錬を行い、当該児童の健康の回復、保持及び増進を図ることを目的とする。

実施場所：台東区立社会教育センター 清島温水プール

実施期間：平成21年4月～6月開催

実施回数9回（プール指導は7回）

*10月～12月も開催を予定していたが、新型インフルエンザの流行のため、中止にした。

対象者：区内在住の小・中学生で、次のいずれかに該当するもの。

・「東京都大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」の認定を受けている者

・現在気管支ぜん息やぜん息性気管支炎の症状のある者

参加者：延 312名（プール指導は228人）

② ぜん息児親子音楽療法教室

医師の講演・個別相談によるぜん息・アレルギーについての知識普及と、音楽療法士・理学療法士の指導により親子で楽しみながら腹式呼吸法を体得するとともに心身の安定を図ることを目的とする。

実施内容：

平成21年5月29日 音楽療法士による呼吸法（台東保育園）

7月 3日 小児アレルギー医師による講演会（保健所）

7月 8日 音楽療法士による呼吸法（浅草橋保育園）

9月 8日 中医師による家庭でできる漢方（保健所）

平成22年1月28日 音楽療法士による呼吸法（坂本保育園）

対象者：区内在住の3歳～小学2年生までのぜん息児とその保護者
以下 水泳教室と同じ

参加者：90名

③ ぜん息児サマーキャンプ

高原の空気がきれいな自然環境において、医師・看護師による健康管理のもと生活指導員のサポートで自律訓練指導や療養生活上の指導を行う。ぜん息の勉強会で正しい知識の習得と服薬の自己管理を目指す。また、理学療法士の指導により腹式呼吸法を体得させ、当該児童の健康の回復、保持及び増進を図ることを目的とする。

実施場所：「国立赤城青少年交流の家」(群馬県)
実施期間：平成21年8月21日～24日(3泊4日)
対象者：区内在住の小学3年生～中学3年生までの児童生徒
以下 水泳教室と同じ
参加者：39名